

平成21年度 東海地域農林水産物等輸出促進協議会活動計画

1 農林水産物等の輸出に関する情報の収集及び共有化

- (1) 農林水産物等の輸出に関する情報の共有化を図るため、輸出関連情報を収集し、東海農政局ホームページを活用して情報を提供するとともに、引き続き東海農政局メールマガジンの「東海地域農林水産物等輸出促進協議会情報コーナー」を活用し、構成員情報も含めて情報を発信する。

(ホームページ更新(随時)、メールマガジン(月2回 毎月5日と20日に発行))

- (2) 昨年度に作成をした「東海地域輸出促進マップ」のホームページ更新を行うとともに、新規輸出事業者の発掘を目的とした「マップ登録希望フォーム(仮称)」を輸出促進ホームページ内に追加(試行期間:8~10月)。また、輸出促進PRのパンフレットの作成・配布を継続して行う。

内 容: ①東海3県マップに東海地域の輸出品目、テスト輸出等で期待される品目及びその問い合わせ先等を掲載。「マップ登録フォーム」を使用し、事業者の輸出PRを行うとともに、輸出情報の提供をしてもらう。
②東海地域の「農林水産物・食品輸出」のパンフレット(四半期ごとに見直し作成)を作成する。

- (3) 東海地域の輸出を促進するために、広報媒体の活用やイベントなどにおいてパンフレット等を配布しPRを行う。

内 容: ①昨年度に引き続き、中部国際空港セントレア情報コーナー(旅客ターミナルビル1階)及びホテル協会加盟のホテル内へのパンフレットの設置を要請する。
②食品輸出に関連のある商工会議所等へのパンフレット設置を要請する。

2 農林水産物等の輸出に関する普及・啓発活動の実施

- (1) 東海地域の輸出を促進するために、輸出関連の知識向上を図ることを目的とした「農林水産物・食品輸出オリエンテーションの会」を開催し、セミナーやバイヤーとの商談会等を実施する。

開催日・場所: 11月頃、名古屋市内(参加規模:50名)

内 容: ①セミナー(基調講演及びパネルディスカッション)
・アジア・中東・北米への輸出戦略(仮称)
・輸出促進サポーターの視点からみた輸出ワンポイント・アドバイス(仮称)
②商談会(アジアを中心に米国、欧州等を対象)
・輸出促進サポーター:国内外12社程度
・参加事業者:25事業者程度
・品目を絞る(例:お茶、花き、果実)など東海地域の特色を出す。
③会終了後のアンケートによるフォローアップ調査を実施する(1月頃)

- (2) 協議会構成員や関係機関と連携したセミナー等の実施する。

①輸出促進セミナー

開催日・場所: 7月15日の総会終了後に第二部として開催、ウィルあいち(参加規模:50名)
講演内容: 中国・食品安全法と関連する新規則の概要(ジェトロ本部)

②輸出事例発表(農商工連携関連)

開催日・場所: 7月15日の総会終了後に第二部として開催、ウィルあいち(参加規模:50名)
内 容: 世界のシェフが認めた萬来(ばんらい)ブランド商品(三重県 ミナミ産業(株))

- (3) 生産者と事業者が共同で輸出に取り組む可能性を確認するアンケート調査の実施する。
 内 容: 昨年度の輸出セミナーで課題となった個々の品目で輸出するだけでなく、セット品目(お茶とお菓子、花きと花瓶など)で輸出できる可能性を、生産者及び事業者に対してアンケート調査を行う。(調査時期:10月以降)
- (4) 輸出促進に関する事例等調査の実施。
 内 容: 農商工連携関連の食品輸出の取組を事例調査する。なお、事例内容は、事業者から許可を得た調査項目をホームページ上等で紹介。
 調査時期: 9月調査予定、公表:10月以降

3 農林水産物等の輸出に関係する機関・団体との連携強化

- (1) 輸出の課題及び阻害要因等の解決を図るため、情報の収集・提供等を通じて、構成機関及び他関係機関との連携を強化する。
協議会総会
 開催・場所: 7月15日、ウィルあいち
 内 容: 20年度活動報告、21年度活動計画
協議会幹事会
 開催日・場所: 6月9日(火)、東海農政局第1、2会議室
 内 容: 20年度活動報告、21年度活動計画案、輸出戦略改訂案、輸出促進対策関連事業、輸出のヒント集の説明、各構成員の取組、課題・要望、意見交換等
- (2) 中央段階との緊密な連携を図るため、「農林水産物等輸出促進全国協議会」総会に参加する。
 (開催日・場所:6月29日、東京都グランドプリンスホテル赤坂、出席者:協議会幹事長)
- (3) 輸出促進に関する協議会構成員への迅速な情報提供する。
 内 容: 農林水産省の予算、ジェトロ事業、事業募集等に関する情報のほか、事務局等で取りまとめ段階の情報や、構成員内部の情報を電子メール等により提供し、連絡を密にする。
- (4) 関係機関の会議等への参加や情報の収集・提供等を通じた構成機関及び他関係機関との連携を行う。
 内 容: 各県協議会等の会議出席、セミナーの参加、チラシの配布、構成機関及び輸出関連の他機関との情報交換を行う。

4 農林水産物等輸出相談窓口への協力

東海農政局(協議会事務局)に設置された農林水産物等の輸出相談窓口の運営に関する構成員の協力及び相談対応の強化する。
 内 容: 輸出相談窓口の東海農政局は、相談者に十分サポートできるように、構成員関係機関の協力を得て、よりきめ細かく対応する。(随時)

5 その他輸出促進を図る上で必要な事項

その他、輸出を促進する上で必要な事項については、その都度協議し実施する。
 内 容: ①東海農政局内「農林水産物・食品輸出促進推進チーム会議」の開催する。
 (年2回開催予定)
 ②農林水産省の事業募集に関する情報等を、イベントに参加した事業者や東海農政局が行った輸出関連アンケート調査対象者(希望者のみ)に、電子メールまたはFAX送信により提供する。